

刑事裁判管轄権分科委員会

合同委員会宛て覚書

件名：軍属に対する裁判権

1. 参照

- a. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
- b. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定についての合意された議事録
- c. 行政協定第26条に基づき設置された合同委員会によって1953年10月28日に承認された刑事裁判権に関する合意された見解

2. 日本国政府及びアメリカ合衆国政府（以下「両政府」と総称する。）は、参照1. a. の第17条の実施について次の取決めを定める。

- a. (i) 合衆国が、軍属に対し、公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪（参照1. a. の第17条3(a)(i)に規定するものを除く。）について裁判権を行使する第一次の権利を有し、将官が公務証明書の発行を承認した後、参照1. c. に規定する手続と同一の手続に従って、当該軍属に対して裁判権を行使するとの通告を行った場合には、合衆国の軍当局は、刑事訴追を追求するか否かを迅速に決定し、当該決定の日から10日以内に、日本国の当局に対し、合衆国の軍当局が当該刑事訴追を追求しているか否かを通告する。
- (ii) 合衆国の軍当局は、刑事訴追を追求する場合には、起訴が決定された日から20日以内に、日本国の当局に対し、その結果を通告する。
- (iii) 合衆国の軍当局により要請された刑事訴追を開始しない又は継続しないとの決定が行われる場合には、合衆国の軍当局は、当該決定を知った日から10日以内に、日本国の当局に対し、当該決定を通告する。
- (iv) 合衆国の軍当局は、懲戒若しくは刑事又はこれら双方の措置が処分された日から20日以内に、日本国の当局に対し、合衆国の当局が措置をとったか否か及びいかなる措置がとられたかを通告する。

- b. (i) 犯したとされる犯罪が、死亡、生命を脅かす傷害又は永続的な障害を引き起こした場合であって、刑事訴追が行われなかったときは、日本国政府は、合同委員会において、合衆国政府に対し、上記 a. にいう刑事訴追は行われたいとの通告から 30 日以内に、日本国の当局による裁判権の行使について同意を与えるよう要請を行うことができる。合衆国政府は、当該要請に対して好意的考慮を払う。
- (ii) 犯したとされる犯罪が、死亡、生命を脅かす傷害又は永続的な障害を引き起こさなかった場合であって、刑事訴追が行われなかったときは、日本国政府は、合同委員会において、合衆国政府に対し、上記 a. にいう刑事訴追は行われたいとの通告から 30 日以内に、日本国の当局による裁判権の行使について同意を与えるよう要請を行うことができる。合衆国政府は、当該要請に関して日本国政府から提示された特別の見解を十分に考慮する。
- c. 両国政府は、上記 a. 及び b. にいう場合において、日本国の当局及び合衆国の軍当局は、全ての関連の証拠を相互に提供すること並びに裁判の前及び裁判において使用する証人及び証拠の提出を援助することを含め、参照 1. a. の第 17 条 6 (a) の規定に従って、相互に援助することを確認した。合衆国政府は、日本国政府に対し、合衆国の法に関する全ての関連の情報及び合理的な説明を提供する意図を有する。
- d. 合衆国の軍当局は、上記 a. にいう通告の後に裁判権を行使するに当たって、参照 1. b. の第 17 条 3 (c) に関する規定の 2 に従い、軍属を、合衆国の法に基づき、合衆国の領域内において、合衆国の連邦裁判所における裁判に付すための準備を行うことができる。両国政府は、この覚書に基づいて合衆国の領域内において行われる裁判に関し、この覚書が当該規定にいう取極に当たるものであると認識する。
- e. 両国政府は、参照 1. b. の第 17 条 3 (c) に関する規定の 2 に従い、日本国の当局の代表者が上記 d. にいう合衆国の連邦裁判所における裁判に立ち会うことができることを確認した。また、被害者及びその家族も、当該裁判に立ち会うことができる。刑事手続に関する連邦規則を含む合衆国の法に従って認められる場合には、合衆国政府が被害者及びその家族の旅費を負担することができる。合衆国への入国は合衆国の法による。

(仮訳)

3. 合衆国が上記2. に基づいて軍属に対して裁判権を行使した場合には、日本国は、上記2. b. にいう同意が与えられた場合を除くほか、当該軍属に対して同一の犯罪について裁判権を行使しない。
4. この覚書は、合同委員会がその実施状況の検討を考慮して、合同委員会による承認の日の後いつでも改正することができる。
5. この覚書は、2011年1月12日に沖縄市において死亡を引き起こした交通事故の事案を除くほか、合同委員会の承認の日の後に生ずる事件についてのみ適用する。
6. 本件が承認されるよう勧告する。

承認され、合同委員会に付託された年月日 2011年11月23日

名取 俊也
日本側議長

W. W. ピシュナータ
合衆国空軍大佐
米側議長

合同委員会によって受理され及び承認され、並びにこの覚書の内容の公表につき認可された年月日 2011年11月23日

伊原 純一
合同委員会日本国政府代表

ウィリアム・B・クラウ海兵隊准将
合同委員会米国政府代表